

第63回大阪市港湾審議会議事録

平成28年11月22日

大阪市港湾局

目 次

1. 開催日時	1
2. 開催場所	1
3. 審議会次第	1
4. 出席委員	2
5. 審議経過	3～9
附属資料	10
1. 諮問書	10
2. 答申書	11

1. 開催日時

平成 28 年 11 月 22 日 (火)

開会 午前 10 時 30 分

閉会 午前 11 時 00 分

2. 開催場所

大阪市住之江区南港北 2-1-10

A T C ビル I T M 棟 10 階 港湾局会議室 1

3. 審議会次第

(1) 開会の辞

(2) 委員紹介

(3) 挨拶

(4) 議事

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定

(5) 閉会の辞

4. 出席委員

学頭 和也 (大阪船主会副会長)

代 川端 清文 (財務省大阪税関長 中村 信行)

代 國松 靖 (国土交通省近畿地方整備局長 池田 豊人)

代 田畑 浩一 (国土交通省近畿運輸局長 若林 陽介)

代 田口 康文 (大阪海上保安監部長 中村 公亮)

代 田川 慎一 (大阪府都市整備部長 吉村 庄平)

5. 審議経過

開会 午前 10 時 30 分

○高橋総務課長 おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第 63 回大阪市港湾審議会専門部会を始めます。本日は御多忙のなか、御出席を賜りましてありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます、港湾局総務課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は議題といたしまして「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」のみでございますので、大阪市港湾審議会運営要綱第 9 条第 2 項の規定によりまして、専門部会の議決をもって審議会の決議といたします。

現在、委員総数 8 名のうち、6 名の方に御出席頂いております。出席委員数が大阪市港湾審議会条例第 5 条に定めます定足数を満足しておりますことを御報告いたします。

本審議会は、大阪市港湾審議会公開基準に基づき、公開といたします。また、本日の議事内容につきましては、後日大阪市のホームページで公開いたしますので、よろしくお願いいたします。

皆様にお願いがございます。携帯電話の電源はお切りになるか、マナーモードに設定していただき、審議の妨げにならないよう御協力をよろしくお願いいたします。

はじめに、審議会専門部会の委員の方々の御紹介させていただきます。

当専門部会部会長で大阪船主会副会長の学頭委員でございます。

○学頭委員 よろしくお願いたします。

○高橋総務課長 大阪港運協会会長の溝江委員でございますが、本日は所用により御欠席となっております。

大阪倉庫協会会長の小野委員でございますが、本日は所用により御欠席となっております。

財務省大阪税関長中村委員の代理といたしまして企画調整室長の川端様に御出席をいただいております。

○川端企画調整室長 川端です。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 国土交通省近畿地方整備局長の池田委員の代理といたしまして、大阪港湾・空港整備事務所長の國松様に御出席をいただいております。

○國松大阪港湾・空港整備事務所長 國松です。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 国土交通省近畿運輸局長の若林委員の代理といたしまして、海事振興部貨物・港運課長の田畑様に御出席をいただいております。

○田畑海事振興部貨物・港運課長 田畑でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 大阪海上保安監部長の中村委員の代理といたしまして、大阪海上保安監部次長の田口様に御出席をいただいております。

○田口大阪海上保安監部次長 田口です。よろしくお願いいたします。

○高橋総務課長 大阪府都市整備部長の吉村委員の代理といたしまして、港湾局計画調整課長の田川様に御出席をいただいております。

○田川港湾局計画調整課長 田川です。よろしくお願いたします。

○高橋総務課長 出席委員の御紹介につきましては以上でございます。

それでは、開催にあたりまして、港湾管理者を代表し、大阪市港湾局長の藪内より御挨拶申し上げます。

○藪内港湾局長 港湾局長の藪内でございます。皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第63回の大阪市港湾審議会専門部会に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。御礼申し上げます。

また、平素から本市の港湾行政に対しまして多大な御協力を賜りまして、改めて御礼を申し上げます。

港湾を取り巻く昨今の状況でございますけれども、皆様方御存知のように株式会社韓進海運の経営が破たんしてきたというようなことであるとか、邦船社につきましてもですね、コンテナ部門の一元化というようなことで、港湾を取り巻く環境は激動してきているのではないかと私からは見えております。

その中で、特に阪神港では、国の政策を受けまして国際コンテナ戦略港湾ということで、港の競争力を高めて選んでいただけるような港にしていけないといけないというふうに考えているところでございます。

また、そのために、それぞれの港湾管理者がバラバラで事務を行っているのではなく、港湾管理者を今後は一元化していかななくてはいけないという考え方の元、大阪府市の一元化についても大阪府の港湾管理者と一緒に取り組んでいるところでございます。

それから、皆様御存知のように、来年になりますと大阪港は開港して150年という記念すべき年を迎えます。外部的環境としては非常に厳しいこともありますし、それに対応して内部の組織管理のあり方も議論しなくてはいけない時期になってきております。一方で、150年を経過し新しい港湾を目指していくという始めの年になってくるということで、私としましては、来年を一つの契機として大阪港の発展に繋がっていけばと考えております。

そのような状況の中で、本日の諮問内容といたしましては、限定的にはなりますけれども「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」ということで、本日お集まり頂いているところでございます。

港湾環境整備負担金につきましては、魅力ある臨海部まちづくりの一環ということで、港湾の環境を整備・維持していくために、大阪港における公害防止対策または緑地の整備、それから維持管理、海面清掃などのための費用の一部を、港湾で事業活動されている方々にも御負担いただく制度でございます。そういった面で、非常に重要な制度でありますし、これによって今ある大阪港の環境づくりにも貢献していただいていることと考えております。

本日は短い時間ではございますが、この「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」につきまして、よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

以上、非常に簡単ではございますけれども、冒頭の挨拶とさせていただきます。

○高橋総務課長 それでは、議事に入ります前に、お手元にお配りしております資料の確認をさせていただきます。

まずは、次第でございます。大阪市港湾審議会専門部会委員名簿でございます。

以下、順に資料名称のみ申し上げます。

本日の座席表、次に右肩「資料1」と書いております「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）」、資料2「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）説明資料」でございます。

参考資料といたしまして、「港湾環境整備負担金制度について」、「大阪市港湾審議会条例」、「大阪市港湾審議会運営要綱」、「大阪港案内」、「ポートオブオオサカ」をお配りしております。お手元の資料の不足等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。以後の議事の進行を、学頭部会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○学頭部会長 議案の審議に入ります前に、大阪市港湾審議会運営要綱第8条の規定に従い、本日の議事録署名者を、財務省大阪税関長中村委員の代理の川端様と、大阪海上保安監部長中村委員の代理の田口様にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。次第でございますように、本日の審議案件としましては、港湾法第43条及び大阪市港湾環境整備負担金条例第9条に基づき、平成28年10月24日付で港湾管理者の長たる大阪市長より諮問されました事項「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」についてでございます。審議にあたり、港湾管理者より説明をお願いいたします。

○植村工務課長 大阪市港湾局計画整備部工務課長の植村でございます。よろしくお願いいたします。着席してご説明させていただきます。

資料でございますが、資料1とございますのが御審議いただく内容となっております。資料2のほうで概要を説明いたしますので、1ページ目をお開きいただきたいと思います。

制度の概要からでございますが、この港湾環境整備負担金制度は、港湾管理者が実施する港湾の環境の整備及び保全に資する港湾工事について、その費用の一部を臨港地区及び港湾区域内に立地する工場、事業場ただし敷地面積が1万平方メートル以上有する事業者にご負担いただくというもので、昭和48年の港湾法改正により創設された制度でございます。

大阪市では、この制度の基本となる事項につきまして、昭和55年1月の第6回大阪市港湾審議会の答申を得た後、昭和55年4月1日より大阪市港湾環境整備負担金条例を施行し、昭和56年度より事業者にご負担をお願いしているところでございます。

次に（1）負担対象工事でございますが、この制度では、陸域を対象とした緑地、海浜等といったいわゆる港湾環境整備施設の建設・改良工事及び維持工事、また水域を対象とした公害汚泥浚渫などの工事、さらには漂流物・沈廃船などの除去清掃工事を負担対象工事としております。

次に（2）負担対象事業者でございますが、負担対象工事の完了の日に、臨港地区及び港湾区域におきまして工場及び事業場などの敷地面積の合計が1万平方メートル以上である事業者といたしております。

次に資料2の2ページをご参照ください。

（3）負担割合でございますが、負担の割合につきましては、港湾法によりまして2分の1を原則としておりますが、工事の種類、規模などを考慮いたしまして、条例に基づき2分の1から3分の1の範囲で定めております。

次に（4）各事業者の負担額でございますが、負担対象事業者の負担額は、敷地面積割合に応じるものといたしております。

次に（５）負担金の算定でございますが、負担対象工事に要した費用の額に、原則２分の１の割合を乗じて得た額に、負担区域内にある事業場等の全敷地面積等の合計に対する負担対象事業者の敷地面積の割合を乗じて算定した額となります。おおまかには下段に示している負担金の算定式のとおりとなります。

次に資料の３ページを御参照ください。

（６）負担金の徴収でございますが、こちらには港湾環境整備負担金の徴収までの手続きを簡単に御紹介させていただいております。

負担対象工事となります港湾工事が完了した後、市長が負担対象工事を指定いたしますが、大阪市港湾環境整備負担金条例によりまして、あらかじめ大阪市港湾審議会の意見を聴取するというようになっております。

港湾審議会で御審議いただきまして、御答申をいただきました後、条例によりまして負担対象工事の指定の告示を行います。その後、負担対象事業者に対しまして、負担金の額の確定通知を行います。通知を受けました負担対象事業者は、指定された期日までに負担金を納付していただくことになっております。これが港湾環境整備負担金の徴収までの一連の事務手続きでございます。

なお、お手元の参考資料に「港湾環境整備負担金制度について」という資料がございますが、こちらの４ページ以降に、大阪市港湾環境整備負担金条例及び施行規則並びに関連する港湾法の抜粋を掲載しておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

それでは、資料２に戻りまして４ページ目になりますが、諮問事項の「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」につきまして、御説明申しあげたいと存じます。

上段に書いております港湾審議会への諮問でございますが、平成２８年３月３１日までに本市が実施しました負担対象工事の指定にあたり、負担金条例第９条第２号の規定に基づき、あらかじめ港湾審議会の御意見を伺うというものでございます。

次に、下段の諮問内容でございますが、条例第２条第２項に規定されている負担対象工事の指定において告示をする項目であり、工事の種類、工事の名称、工事が実施された場所、工事の完了した日、工事に要した費用、負担区域、負担割合、負担区域内の事業場敷地面積の合計の計８項目がございます。

次の５ページ目、一覧表の最上段に示しているものが、この８項目に該当いたします。この８項目について、大阪市港湾審議会の御意見を伺うものでございます。

また、一覧表の右側には、参考といたしまして事業場等の敷地面積１平方メートルあたりの負担金単価と負担割合の軽減理由を、最下段には、工事に要した総費用と負担対象事業者に御負担いただく１平方メートルあたりの単価の合計を記載いたしております。

それでは、工事の種類ごとに順次御説明申しあげたいと存じます。

まず、港湾環境整備施設の建設または改良の工事でございますが、平成２７年度は工事实績がございませんでした。

次の段の港湾環境整備施設の維持の工事でございますが、工事の名称は臨港緑地の維持工事で、具体的に申しますと、緑地施設の清掃、除草、剪定、巡回警備などの業務でございます。

この工事が実施されました具体的な場所は、次の６ページにお示しております臨港緑地、緑道、コスモスクエア海浜緑地などの計２４ヶ所の維持工事でございます。

また、７ページ以降には、工事名称と工事に要した費用、実施された場所の詳細、緑地の状況等

を映した写真などを示しております。ご参考に見ていただければと思います。

5 ページの一覧表に戻りまして、臨港緑地の維持工事につきましては、負担割合により大阪市此花区の舞洲緑道を含む舞洲緑地、常吉西臨港緑地、大阪市住之江区のコスモスクエア海浜緑地、及び野鳥園臨港緑地の計4か所と、これら4か所以外の臨港緑地等の2つに大別されます。

上段の大阪市此花区・港区・大正区及び住之江区、すなわち下段に示します舞洲・常吉西及びコスモスクエア・野鳥園の4か所以外の緑地の維持に要した費用は、1億968万8千円でございます。

負担区域は、大阪港臨港地区で、負担割合は2分の1、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,561万6千平方メートルでございます。また、1平方メートルあたりの単価は3円51銭となります。

下段の大阪市此花区の舞洲と常吉西、及び住之江区のコスモ・野鳥園の維持に要した費用は、2億3,816万7千円でございます。

負担区域は大阪港臨港地区で、負担割合は、規模が大きく広く市民、近隣の都市から訪れる方々が利用されることを勘案いたしまして16分の1とさせていただいております。

負担区域内の事業場等敷地面積の合計は1,561万6千平方メートルでございます。1平方メートルあたりの単価は95銭となります。

また、負担割合の考え方につきましては、お手元の参考資料「港湾環境整備負担金制度について」の最終ページにとりまとめておりますので、お開き願いたいと思います。

大阪市では、緑地の整備目的・性格・規模・利用状況等を考慮のうえ、港湾環境整備負担金条例施行規則第3条の規定に基づき、負担対象事業者に対し、著しく過大な負担とならないよう、2分の1未満の負担割合を決めております。

運用基準及び工事ごとの低減理由については、次に書かれておりますような考え方で、関係者間の御意見も踏まえて、決めてきておりまして、前年度からの変更点はございません。

もとの資料2に戻りまして、以上が陸域の工事でございます。

次の2件が水域の工事となります。

資料2、5ページの3段目の港湾における汚泥、その他公害の原因となる物質の排除、その他の処理のための工事として、工事の名称は公害汚泥排除工事でございます。平成27年度につきましては、資料の6ページ目にお示ししております25番の木津川運河及び大正内港の福町堀において底質汚染土の浚渫を実施したものでございます。

負担割合につきましては、大阪港は多くの河川が流入していることから、公害汚泥沈殿の原因につきましては、上流に立地する事業者による影響も考えられるため、特例措置として32分の1とし、負担対象事業者の方々には過大な負担とならないようにさせていただいております。

工事に要した費用は1億7,359万9千円で、負担区域は大阪港港湾区域及び臨港地区、負担割合は32分の1、負担区域内の事業場等敷地面積の合計は、1,711万1千平方メートルでございます。また、1平方メートルあたりの負担金単価は32銭となります。

最後に、4段目の漂流物の除去 その他の清掃のための工事ですが、工事の名称は港内清掃及び沈廃船処理工事でございます。

工事が実施された場所は大阪港港湾区域内で、工事に要しました費用は3,138万5千円となっております。負担区域は大阪港港湾区域及び臨港地区で、負担割合は2分の1、負担区域内の事業

場等敷地面積の合計は1,711万1千平方メートルでございます。また、1平方メートルあたりの負担金単価は92銭となります。

さらに下側の欄外には、各項目の前年度との比較を記載いたしておりますが、工事に要した費用の合計は5億5,283万9千円で、前年度と比べますと4,684万9千円の増加となっております。1平方メートルあたりの単価の合計は5円70銭で、前年度と比べますと61銭の減となっております。負担対象事業者数は138社で前年度と比べますと増減なしとなっております。負担金徴収金額の総額は約4,500万円を想定しておりまして、前年度と比べますと約300万円の減の予定となっております。

ここで補足説明でございますけれども、先ほど申し上げましたように、工事に要しました費用が前年度と比較いたしまして約4,600万円増加しておりますが、1平方メートルあたりの負担金単価は61銭の減となっております。少し違和感があるところですが、この負担金の計算式からわかりますように、工事費に負担割合の2分の1から32分の1を乗じます。その額に対しまして、1万平方メートル以上の各事業者様の敷地面積のところに1平方メートルを入れ、1平方メートルあたりの単価を算出しております。

前年度と比べまして、工事費の増加に大きく貢献しているのが公害汚泥排除工事でございますが、これに32分の1の割合をかけますと、負担対象となる工事費が前年度と比べまして173万6千円の増加となっております。

一方、前年度と比べまして工事費の減額に大きく貢献しているのが臨港緑地の維持工事ですが、負担割合が2分の1になっておりまして、これに乗じますと負担対象となる工事費が前年度と比べまして1,067万1千円の減となっております。

同様に、その他の工事における負担対象となる工事費の増減及びこれらをトータルしました結果、前年度と比べまして880万7千円の減となっております。

そういうことから、結果的に単価として61銭の減というようなこととなります。

以上、簡単ではございますが、工事費は増加しておりますけれども、事業者様に御負担いただく1平方メートルあたりの単価的には前年度より減少しているところを少し説明させていただきました。

なお、本制度発足以来、御負担いただく事業者の皆様方の御意見をいただくということで、本年10月28日、各業界団体の御代表者様に事前に説明をさせていただき、今回の案件につきましては、皆様方に御理解をいただいているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○学頭部会長 ありがとうございます。委員の皆様から御意見を頂く前に、先般11月10日に開催されました幹事会の審議結果につきまして、大阪市港湾局の田中計画整備部長より報告をお願いします。

○田中計画整備部長 田中でございます。去る11月10日午後3時から、この港湾局の会議室1におきまして、大阪市港湾審議会幹事会を開催いたしました。本日の審議会で御審議いただきます「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」の案につきましては、原案どおり港湾審議会に上程することで差し支えないという結論を得ております。

以上、御報告申し上げます。

○学頭部会長 ありがとうございます。それでは、本案件につきまして、御意見、御質問がござ

いましたら、お願いいたします。

御意見、御質問がございませんので、答申について、お諮りしたいと思います。

本日の議案であります「港湾環境整備負担金負担対象工事の指定」につきまして、「原案のとおり
適当である」と答申を行うことで、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○学頭部会長 御異議がございませんので、「原案のとおり適当である」と答申を行うことといたします。

それでは、議事については終了いたします。

これ以降の進行につきまして、事務局にお返しします。

○高橋総務課長 御審議ありがとうございました。

それでは、これをもちまして第63回大阪市港湾審議会専門部会を終了させていただきます。

本日は、御多忙のところ、御出席賜り誠にありがとうございました。

閉会 午前 11 時 00 分

大阪市港湾審議会 専門部会長

学頭 和也

印

大阪市港湾審議会 委員

代 川端 清文

印

大阪市港湾審議会 委員

代 田口 康文

印

付属資料

1. 諮問書

大 港 湾 第 2079 号
平成 28 年 10 月 24 日

大阪市港湾審議会
会長 森 隆行 様

大阪港港湾管理者
大阪市長 吉村 洋文

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（諮問）

標題について、別紙議案のとおり定めたいので、港湾法第 43 条の 5 第 2 項及
び大阪市港湾環境整備負担金条例第 9 条第 2 号の規定により諮問します。

※別紙 港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について（案）については省略

2. 答申書

大 港 湾 審 第 6 号
平成 28 年 11 月 22 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市港湾審議会
会長 森 隆行

港湾環境整備負担金負担対象工事の指定について(答申)

平成 28 年 10 月 24 日付け大港湾第 2079 号により諮問のあった標題について
審議した結果、「原案のとおり適当である」と答申します。